

平成 25 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社センチュリー21・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 三津川 一成
(J A S D A Q ・ コード 8 8 9 8)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役総務経理部長 藤井 誠之
電話 0 3 - 3 4 9 7 - 0 0 2 1

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 25 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式を分割することにより、株式の流動性を向上させ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式の分割を実施するとともに、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	22,650 株
今回の分割により増加する株式数	2,242,350 株
株式分割後の当社発行済株式総数	2,265,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	5,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成25年3月14日（木曜日）
基 準 日	平成25年3月31日（日曜日）
効 力 発 生 日	平成25年4月1日（月曜日）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

・効 力 発 生 日 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

(参考)平成 25 年 3 月 27 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって当社定款の一部変更を行います。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 11 条を新設いたします。

③現行定款第 11 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000 株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000,000 株</u> とする。
（新設）	<u>第 11 条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 <u>11</u> 条～第 <u>32</u> 条 （条文省略）	第 <u>12</u> 条～第 <u>33</u> 条 （現行どおり）

(3) 変更の日程

取 締 役 会 決 議 日 平成25年 1 月25 日（金曜日）

効 力 発 生 日 平成25年 4 月 1 日（月曜日）

以 上